

秋田県告示第196号

秋田県森林学習交流館条例（平成7年秋田県条例第15号）第13条第1項の規定により、次のとおり秋田県森林学習交流館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県森林学習交流館の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 会議室

区 分		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につ つき
第一会議室	全区画	9,580～14,360円	12,770～19,150円	22,350～33,510円	3,200～4,780円
	5分の3区画	5,740～8,600円	7,650～11,470円	13,390～20,070円	1,920～2,860円
	5分の2区画	3,840～5,760円	5,120～7,680円	8,960～13,440円	1,280～1,920円
第二会議室		4,710～7,050円	6,280～9,400円	10,980～16,460円	1,570～2,350円
第三会議室		2,980～4,460円	3,970～5,950円	6,950～10,410円	1,000～1,480円

備考 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

2 会議室の附属設備

区 分	使用の単位	利用料金の額
ビデオプロジェクター	1台1回につき	1,000～1,480円
資料展示装置		510～750円
スライド用映写機	一式1回につき	510～750円
ビデオテープレコーダー		510～750円
拡声装置		510～750円

3 宿泊室

区 分		利用料金の額（1室1泊につき）
宿泊室A	1人用	6,370～9,550円
	2人用	10,760～16,140円
宿泊室B		12,230～18,330円
宿泊室C		12,230～18,330円
宿泊室D		15,660～23,480円

備考 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

- 1 宿泊室A 洋室で床面積が23平方メートルのものをいう。
- 2 宿泊室B 洋室で床面積が28平方メートルのものをいう。
- 3 宿泊室C 洋室で床面積が39平方メートルのものをいう。
- 4 宿泊室D 和室で床面積が28平方メートルのものをいう。